

改正

令和5年6月23日告示第143号の3

令和6年3月29日告示第60号

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県以外の都道府県（以下「県外」という。）から笠松町（以下「町」という。）内に移住し、働いて生活する者について、予算の範囲内において町が実施する笠松町清流の国ぎふ移住支援補助金（以下「移住支援金」という。）の交付に関し、笠松町補助金交付規則（昭和50年笠松町規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 移住支援金の交付の対象となる者は、次の各号の全てを満たすものとする。ただし、移住に対する町の他の支援金制度を受けている場合は、交付対象外とする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 町に住民票を移した日前5年間、県外に在住していたこと。

イ 移住支援金の交付申請時において、令和5年6月22日以前の転入者については、県内への転入後1か月以上1年以内であること。令和5年6月23日以後の転入者については、町内への転入後1年以内であること。

ウ 移住支援金の交付申請の日から5年以上継続して町内に居住する意思があること。

エ 町内への転入が、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更に伴うものではなく、町で生活し、働くことを自らの意思で選択して行われたものであること。

(2) 年齢に関する要件 申請日の属する年度の4月1日時点で、申請者の年齢が39歳以下であること。

(3) 就業に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 就職に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 就業先が、町内に事業所を有する法人、団体又は個人（以下「法人等」という。）で雇用保険の適用事業主であること又は国の移住支援事業に係る都道府県が運営するマッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）に掲載している求人であること。ただし、就業先がマッチングサイトに掲載している求人である場合は、求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以後である場合に限る。

(イ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等への就職でないこと。

(ウ) 令和5年6月22日以前の転入者については、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて法人等に就業し、移住支援金の交付申請時において当該法人等に連続して1か月以上在職していること。令和5年6月23日以後の転入者については、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて法人等に就業し、移住支援金の交付申請時において当該法人等に在職していること。

(エ) 当該法人等に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(オ) 就業先の法人等が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条に規定する風俗営業等を営む者でないこと。

(カ) 就業先の法人等が、暴力団等の反社会的勢力でないこと又は反社会的勢力と関係を有していないこと。

イ 起業に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 町内で法人登記又は個人事業の開業の届出をしていること。

(イ) 令和5年6月22日以前の転入者については、移住支援金の交付申請時において当該事業を1か月以上継続していること。令和5年6月23日以後の転入者については、移住支援金の交付申請時において、当該事業を実施していること。

(ウ) 起業する事業が、公序良俗に反する事業でないこと。

(エ) 起業する事業が、風営法第2条に規定する風俗営業等でないこと。

(4) 住宅取得に関する要件 申請日以前の1年以内に自己の居住の目的で町内に住宅を新築又は購入した者であること。

(5) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ。） 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住元において、申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属していた者

イ 移住支援金の交付申請日の属する年度の4月1日時点において、申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属している者

ウ 申請者と同一の世帯に属している者のいずれかが、移住支援金の交付申請時において転入後1年以内である者

エ 申請者と同一の世帯に属している者が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢

力と関係を有する者でない者

- (6) 暴力団等の反社会的勢力の関係者でないこと。
- (7) 日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。
- (8) その他町長が支給対象者として不相当と認めた者でないこと。

(交付金額)

第3条 移住支援金の金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和5年4月2日以後令和6年3月31日以前の転入者 世帯の申請の場合のみ50万円とする。
- (2) 令和6年4月1日以後の転入者 世帯の申請の場合にあつては50万円、単身の申請の場合にあつては30万円とし、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は世帯につき30万円を加算する。この場合において、申請日が属する年度の4月1日時点において当該世帯員が18歳未満であることを満たすこととなる。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請をしようとする者は、笠松町清流の国ぎふ移住支援補助金交付申請書(様式第1号)に別表に定める書類を添えて、町長に提出するものとする。

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、速やかに笠松町清流の国ぎふ移住支援補助金交付決定(申請却下)通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 岐阜県又は町が実施する移住定住施策への協力(各種移住定住に係る調査、インタビュー、セミナーの講師等)をすること。
- (2) 移住支援金の交付申請時から移住5年目までの各年、現況調査に応じること。

(移住支援金の交付)

第7条 町長は、第5条の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)に対し、移住支援金を交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第8条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告させ、又は立入調査を行うことができる。

(移住支援金の返還等)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定した移住支援金の全額又は半額を取り消すことができる。ただし、就業先の法人等の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情がある場合で、町長が認めたときは、この限りでない。

(1) 全額を取り消す場合

ア 虚偽の内容を申請したことが判明したとき。

イ 居住、就業又は起業の実態がないことが明らかになったとき。

ウ 移住支援金の交付申請の日から3年未満に町から転出したとき。

エ 移住支援金の交付申請の日から1年以内に第2条第3号に掲げる要件を満たさなくなったとき（当該要件を満たさなくなった日後3月以内に、再度当該要件を満たすこととなったときを除く。）。

オ その他町長が必要と認めたとき。

(2) 半額を取り消す場合

ア 移住支援金の交付申請の日から3年以上5年以内に町から転出したとき。

イ その他町長が必要と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定した移住支援金の全額又は半額を取り消したときは、笠松町清流の国ぎふ移住支援補助金交付決定取消通知書兼返還請求書（様式第3号）により、交付決定者に通知し、既に移住支援金が交付されているときは、移住支援金の全額又は半額の返還を命ずることができる。

3 町長は、前項の規定により交付決定者に損害が生じることがあっても、その賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月23日告示第143号の3）

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月23日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の笠松町清流の国ぎふ移住支援補助金交付要綱第2条の規定は、施行日以後に町内に転

入した者に適用し、同日前に町内に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月29日告示第60号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	添付書類
第2条第1号関係	写真付き身分証明書の写しその他提示により本人確認できる書類の写し
	移住先（現住所）の住民票の写し（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む2人以上の世帯全員の居住地が確認できるもの）
	移住前の住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む2人以上の世帯員の移住前での居住地を確認できる書類）
	振込先口座の金融機関名、支店名、種別、口座番号及び口座名義が分かる通帳等の写し
第2条第3号ア関係	移住先における就業先の就業証明書（様式第4号）
第2条第3号イ関係	事業の実施計画が確認できる書類（任意様式）
	営業証明書、開業届出済証明書等、事業を営んでいることを証明する書類
第2条第4号関係	不動産登記事項証明書
第3条関係	18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、当該世帯員が申請日の属する4月1日時点において18歳未満であること証明できる書類の写し